

『いじめ防止基本方針』 2025年4月改訂

1. はじめに

いじめは、学校生活において生徒の心身に深刻な影響を与える重大な問題であり、その解決には学校、家庭、地域社会が一体となった協力が求められます。令和6年の改定において、私たちは、いじめが発生しない、また発生した場合でも早期に発見し、適切な対応を取るための体制を強化することを最優先課題としています。

そのために教職員一人ひとりが、「いじめはどの子ども、学校にも起こりうるもの」であり、「いじめに関係のない生徒・教職員はいない」「いじめは絶対に許されない」という認識を強くもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

生徒が安心して学び、自己実現できる環境を提供するため、引き続き、いじめ防止に全力で取り組んでまいります。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒等と一定の人的関係※1にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

※1 学校の内外を問わず、クラス・ハウスや部活動・サークル等、当該生徒と何らかの人間関係がある状態のこと

※2 ・身体的いじめ(暴力、暴行、物を壊すなど)

・言葉によるいじめ(暴言、脅迫、悪口、無視、悪口を広めるなど)

・社会的、心理的ないじめ(仲間外れ、グループでの排除、脅迫的な態度など)

・ネットいじめ(SNSやメッセージアプリを利用した誹謗中傷、個人情報の拡散、侮辱行為など)

さらに、本校では生徒の精神的・身体的危険性が高い事案を「重大事態」と定め、適切かつ迅速に対応します。

3. いじめ防止に向けた行動計画(基本施策)

A. いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

- a. いじめはいつでも起こり得るという認識の下、いじめを生まない、許さない、見過ごさない学校づくりに全校で取り組む。
- b. 生徒が一人の人格として尊重され、一人ひとりの有用感を高め、夢と希望を持って自尊感情を育む教育活動を推進する。
- c. 生徒をいじめから守り、生徒のいじめ解決に向けて全校で取り組む。
- d. いじめの問題に迅速に対応するために、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- e. 保護者・関係機関と積極的に連携し、いじめの問題に取り組む。

B. 学校及び教職員の責務

- a. すべての生徒が心身ともに安全で、安心して学び成長できる環境を提供することを基本とします。この理念を実現するため、いじめを根絶し、いじめの兆候を早期に発見して適切かつ迅速に対応するための取り組みを強化します。
- b. 生徒の尊厳を守る
 - i. すべての生徒は、人間としての尊厳を尊重され、差別や偏見、いじめを受けることなく、平等に扱われるべきです。生徒間で互いに理解し合い、助け合う関係を築くことを重視します。
- c. いじめを許さない文化の創造
 - i. 学校内で「いじめは許さない」という文化を根付かせるために、教職員、生徒、保護者が一丸となって取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

C. いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、ハウス活動や授業を含むすべての学校生活を通じて生徒同士の違いを理解し尊重する態度を育み、他者への思いやりや共感の心を育成します。いじめを生まない環境をつくるために、すべての関係者が一体となって継続的な取り組みを進めます。また、教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことの理解を促し、道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心を育みます。

近年、SNSやインターネット上でのいじめが深刻化していることを踏まえ、SNSリテラシーを高める教育を強化します。オンラインでのコミュニケーションのマナーや、トラブルが発生した場合の対処方法を学びます。

さらに、保護者や地域社会との連携を強化し、広範なサポート体制を構築します。教職員の専門性を向上させ、定期的な研修を通じて共通認識を深めます。最後に、いじめ防止活動は継続的に評価し改善し、学校全体で取り組むことが求められます。全ての関係者が協力し、いじめのない安全な学びの環境を作ることが重要です。

4. いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、生徒が安心して相談できるよう、スクールカウンセラーや教員、また必要に応じて外部機関と連携して対応できる体制を整備し、早期に情報共有ができる環境を整えます。いじめが始まる前に、生徒間の人間関係の変化や、学校生活での不安を抱える生徒のサインを早期に見逃さないようにします。教員は常に生徒の心理的な状態に注目し、早期に介入できる体制を整えます。

わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず積極的に認知できるよう努めます。さらに、生徒にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、生徒が安心して相談できるよう、教職員は日頃から積極的に生徒に声かけをするなど、生徒との信頼関係を築きます。

5. いじめの対処

いじめが発覚した場合、迅速かつ適切な対処が求められます。まず、いじめの事実を確認するために、詳細な聞き取り調査を行い、関係者全員の意見を慎重に聴取します。その上で、いじめの加害者と被害者に対して個別に対応し、双方の立場を尊重しながら問題解決を図ります。被害者には安全な場所を提供し、心理的なサポートを行うとともに、加害者には教育的指導を行い、再発防止のための反省を促します。

また、把握した情報に基づき、迅速に学校教育相談・いじめ対策委員会を開き情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。また、教職員間での情報共有、家庭および東京都生活文化局私学部への報

告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。加えて、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

学校内での対応に限らず、保護者や地域社会と連携し、いじめが再発しないよう支援体制を強化します。必要に応じて、専門的な支援機関に相談し、カウンセリングや心理的支援を受けることも重要です。いじめの根本原因を探り、再発防止に向けた教育活動を実施することが、長期的な解決へつながります。

6. 行動計画の推進体制

行動計画を着実かつ継続的に実施していくためには、いじめの防止という目的の達成に向けて、行動計画に掲げられた施策を推進していくことが求められます。

本校では、より効果的な推進を図るため、いじめ対策委員会を設置します。

A. いじめ対策委員会とは

いじめ対策委員会は、学校内でのいじめの未然防止、早期発見、適切な対応を推進するための組織です。令和6年8月30日に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築の重要性が強調されています。

B. 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、校長、副校長、教頭、統括部長（生徒・フェス）生徒担当部長、学年主任/ハウスマスターによって組織します。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員、養護教諭、スクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官など外部専門家の参加を得ます。

C. 行動計画

ア) 未然防止：いじめが起きにくい環境づくりや、啓発活動の企画・実施。

- 生徒にとってわかる授業、生徒同士が話し合い、学び合う授業などを通して、互いの良さを認め合えるようにする。
- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 特別活動を中心として、集団の一員としての自覚や自信、自己肯定感を高め、自尊感情を育み、互いを認め合える人間関係や学校の風土をつくる。
- 年度当初にすべての生徒・保護者へ学校いじめ防止基本方針について説明するとともに、同基本方針を学校ホームページに掲載し、周知する。
- 半期に一度、生活の振り返りの時間を設定し、生徒が自己理解を深めるとともに、他者との協力や協調性の大切さを改めて認識できるようにする。
- ハウス担任やハウスアドバイザーが定期的に面談の機会をもち、生徒との信頼関係を構築するとともに、小さな変化や悩みを早期発見する。

イ) 早期発見・対応: いじめの兆候を早期に察知し、迅速かつ適切な対応を行う。

- 学期ごとのいじめ実態調査、ハウス担任・ハウスアドバイザー・養護・スクールカウンセラー等との面談による早期のいじめの実態把握を行う。(いじめを受けていることや、他の生徒がいじめを受けていることを訴えやすくするために、アンケート調査の様式や回収方法等に配慮した調査や教育相談を実施する。)
- 生徒・保護者がいじめを相談しやすい体制の整備と相談窓口を周知する。
- 生徒に対して、いじめを見たときに傍観者とならないように指導する。

ウ) 情報共有: 教職員間での情報共有や、必要に応じて保護者や関係機関との連携。

- いじめに関する内容について速やかに教職員全体に情報を共有する。

エ) 支援策の策定: 被害生徒への支援プランの作成と実施。

- いじめを発見又はいじめの報告を受けた特定の教職員が当該事案を抱え込まないために、いじめ対策委員会を主導として速やかに組織的に対応する。
- いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒が安心・安全に教育を受けられる環境を確保する。
- 教育的配慮の下、いじめた生徒に対して毅然とした態度により指導する。
- いじめの発生状況及び対応状況に関して、保護者への報告、支援及び助言を徹底する。
- 必要に応じて、保護者会の機会等に保護者といじめの状況を共有する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案について、警察及び関係機関や専門家等と相談及び連携する。
- いじめの対応経過及び学校いじめ対策委員会の対応経過の記録を作成し、保存する。

オ)重大事案への対応:事実関係を確認し調査を行う。

- 以下8を参照

カ)評価・改善:PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取り組み、 検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本 方針の見直しを行う。対策の効果測定と、必要な改善策の提案をする。

7. 計画の推進状況の把握

行動計画の進捗状況は、計画に基づいて実施された活動実績を把握するとともに、それらの活動を行った結果として、子どもや関係者の意識や行動にどのように影響があったかを把握していきます。

- (1)定期的な校内研修と評価
- (2)計画に基づいた活動実績の把握
- (3)いじめに対する意識や行動の変化状況の把握
- (4)いじめ問題の解決状況の把握
- (5)計画の見直し

上記の(2)～(4)で把握した状況から、改善が必要なところについては計画の見直しを行います。PDCAサイクルを回して、いじめ防止の施策をよりよく改善していきます。

8. 重大事態への対応

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちにその事態に対処し、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査結果については関係官庁に報告するとともに、再発防止について迅速に対応します。

重大事態とは、「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」第28条第1項各号に規定されるものであり、その解釈については以下の通りとします。

ア)同項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」について

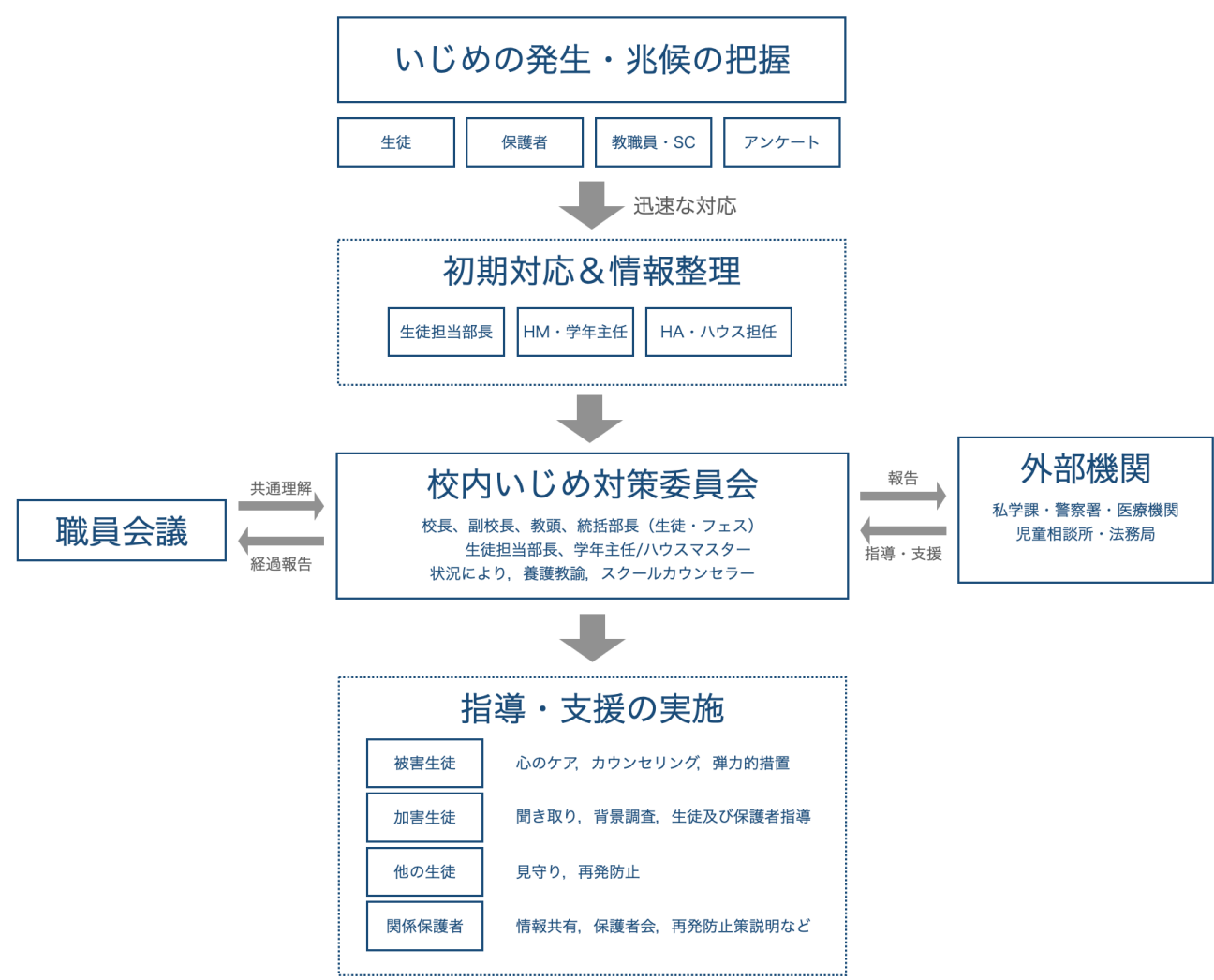
いじめを受ける生徒の状況に着目して判断するものとします。例えば、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

イ)同項第2号の「相当の期間」について

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。また、生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき

は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

資料1. 校内組織体制



資料2. 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員向け	職員会議 方針説明	教員研修				
未然防止 対策	学校方針説明 ハウスづくり, 学年づくり			三者面談		
早期発見 対策	心と身体 のアンケート (保健室)	アンケート 分析結果 共有(教 員)				心と身体 のアンケート (保健室)
備考	保護者向け 啓発					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員向け		教員研修				職員会議 状況報告 課題検討
未然防止 対策	生徒向け 研修		三者面談			
早期発見 対策	いじめアンケート	アンケート 分析結果 共有(教 員)				
備考	保護者向け 啓発					

資料3. 心と身体のアナケート(年2回実施)

■ 睡眠について

1. 平日:朝すつきり起きられますか？
 - a. はい
 - b. いいえ
2. 平日:朝は何時に起きていますか？
 - a. 5時以前
 - b. 6時
 - c. 7時
 - d. 8時以降
3. 平日:夜は何時に寝ていますか？
 - a. 21時以前
 - b. 22時
 - c. 23時
 - d. 24時
 - e. 1時
 - f. 2時
 - g. 3時以降
4. 平日:平均的な睡眠時間は何時間ですか？
 - a. 9時間以上
 - b. 8時間
 - c. 7時間
 - d. 6時間
 - e. 5時間
 - f. 4時間以下
5. 平日:日中に眠くなることはありますか？
 - a. ある
 - b. ない
6. 土日祝:朝すつきりと起きられますか？
 - a. はい
 - b. いいえ

7. 土日祝:朝は何時に起きていますか？
- a. 5時以前
 - b. 6時
 - c. 7時
 - d. 8時以降
8. 土日祝:夜は何時に寝ていますか？
- a. 21時以前
 - b. 22時
 - c. 23時
 - d. 24時
 - e. 1時
 - f. 2時
 - g. 3時以降
9. 土日祝:平均的な睡眠時間は何時間ですか？
- a. 9時間以上
 - b. 8時間
 - c. 7時間
 - d. 6時間
 - e. 5時間
 - f. 4時間以下
10. 土日祝:日中に眠くなることはありますか？
- a. ある
 - b. ない

■ 食事について

11. 平日:朝食
- a. 5日間毎日食べる
 - b. 平日3日以上食べる
 - c. 平日1, 2日は食べる
 - d. 食べない
12. 平日:夕食
- a. 5日間毎日食べる
 - b. 平日3日以上食べる
 - c. 平日1, 2日は食べる

d. 食べない

13. 土日祝:朝食

- a. 毎日食べる
- b. たまに食べる
- c. 食べない

14. 土日祝:夕食

- a. 毎日食べる
- b. たまに食べる
- c. 食べない

■ 運動について

15. 平日:運動

- a. 毎日のように運動する
- b. たまに運動する
- c. 運動しない

16. 土日祝:運動

- a. 毎日のように運動する
- b. たまに運動する
- c. 運動しない

■ 保健だよりについて

17. 保健だよりで取り上げてほしい内容にチェックを入れてください。

- a. 怪我の手当てなど応急処置
- b. 季節に応じた保健コラム
- c. LGBTQ+
- d. LGBTQ+以外の性教育
- e. 怒りの気持ち管理(アンガーマネジメント)
- f. ストレス対処法
- g. お酒やタバコ
- h. 薬
- i. ディスプレイなどによる健康被害(ゲーム, スマホなど)
- j. おしゃれによる健康被害(化粧, カラーコンタクトなど)
- k. その他()

18. 普段, 視力矯正をしていますか?

- a. 裸眼(何もしていない)
- b. メガネ
- c. コンタクトレンズ
- d. メガネやコンタクトレンズ

19. 月経(生理)や精通はきていますか？

- a. はい
- b. いいえ
- c. わからない
- d. 答えたくない

20. エナジードリンクを飲む頻度

- a. 飲まない
- b. ほぼ飲まない
- c. 2週間に1回程度
- d. 1週間に1回程度
- e. ほとんど毎日
- f. 1日2本以上

21. エナジードリンクを飲む状況

- a. ジュースとして
- b. 気分を変えたい時
- c. 夜更かししたい時
- d. そのほか()

22. 最近興味のあるものは何ですか？

- a. おしゃれ
- b. ゲーム
- c. SNS
- d. ダイエット
- e. 好きな勉強
- f. 読書
- g. スポーツ

23. 学校は楽しいですか？

- a. 非常に楽しい
- b. 普通
- c. あまり楽しくない
- d. 楽しくない

24. 悩みがあるときの相談先

- a. 家族
- b. 学校の先生
- c. 学校の友人
- d. 学校外の友人
- e. SNSなどオンラインでつながっている友人(会ったことがない)
- f. その他()

25. 学校のことで悩みはありますか？

- a. ある
- b. 少しある
- c. ない

26. 家のことで悩みはありますか？

- a. ある
- b. 少しある
- c. ない

27. よく使うSNSは何ですか？

- a. SNSは使わない
- b. YouTube
- c. Instagram
- d. TikTok
- e. X(旧ツイッター)
- f. 位置情報共有アプリ(Snapchatなど)
- g. その他()

資料4. いじめアンケート(年1回実施)

■ 学校生活について

28. 学校に行くのは楽しいですか？

- ① とても楽しい ② まあまあ楽しい ③ あまり楽しくない ④ 行きたくないと思う

29. 友だちと一緒に過ごす時間は楽しいですか？

- ① とても楽しい ② 楽しい ③ あまり楽しくない ④ ほとんど楽しくない

30. 授業にはやる気をもって取り組んでいますか？

- ① いつも取り組んでいる ② 時々取り組んでいる ③ あまり取り組んでいない ④ ほとんど取り組んでいない

31. 授業の内容はよく理解できますか？

- ① よくわかる ② だいたいわかる ③ あまりわからない ④ ほとんどわからない
-

■ いじめについて

5. 最近、誰かから嫌なことをされたり、いやな気持ちになったことはありますか？

- ① ある ② ない

※「② ない」の人は設問9へ進んでください。

6. どのようなことをされましたか？(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- ① いやなことを言われた(冷やかし、からかい、悪口など)
② 仲間はずれにされたり、無視された
③ 軽くたたかれたり、ふざけてぶつかられた
④ 強くたたかれたり、けられたりした
⑤ お金や物を無理に取られた
⑥ お金や物をかくされたり、こわされたりした
⑦ 恥ずかしいこと・いやなことをされたりさせられたりした
⑧ インターネット(SNS、LINEなど)でいやなことをされた

⑨ 性に関することで不快なことを言われた

⑩ その他()

7. そのことは今も続いていますか？

① 続いている ② 続いていない

8. そのことを誰かに相談しましたか？

① 相談した ② 相談していない

■ 見たり聞いたりしたことについて

9. 他の人がからかわれたり、いやなことをされているのを見たり聞いたりしたことがありますか？

① ある ② ない

※「② ない」の人は設問11へ進んでください。

10. それについて、あなたはどうしましたか？（複数回答可）

① 先生に話した ② 友だちに話した ③ 本人に声をかけた

④ 何もしなかった ⑤ その他()

■ 相談したいことがある人へ

11. 今、すぐに相談したいことがある人は、下の中から相談したい人に○をつけましょう。

(○がなくてもかまいません)

① ハウス担任・HAの先生

② 他の先生(先生)

③ 保健室の先生

④ 誰でもよい

⑤ 家族

⑥ 友だち

資料5. いじめ早期発見チェックシート(教職員用)

【A】ハウス・集団の雰囲気(当てはまるものに✓)

- ☐ 朝、いつも同じ生徒の机や椅子が動かされている
 - ☐ グループ活動で、特定の生徒が毎回余る
 - ☐ 誰かに気を遣っている雰囲気がある
 - ☐ 教室内の掲示物が破れていたり、落書きがある
 - ☐ 教員がいないと掃除や活動が崩れる
 - ☐ クラス内でグループ同士の壁がある(排他的)
-

【B】いじめられている可能性のある生徒のサイン

<日常行動・表情>

- ☐ 表情が暗い・視線を合わせない
- ☐ 突然はしゃいだり、不自然な笑顔を見せる
- ☐ 遅刻や早退・欠席が増えている
- ☐ 忘れ物・提出忘れが多くなった
- ☐ 周囲の反応に敏感・常に顔をうかがう

<授業・休み時間>

- ☐ 教室に遅れて入ってくる
- ☐ 発言の際、周囲がざわついたり冷やかす
- ☐ 教職員の近くにしようとする
- ☐ 指定の座席ではなく違う席に座ることがある
- ☐ いつも一人でいることが多い

<昼食>

- ☐ 一人で食べる・話さず黙って食べている
- ☐ 食べ物をあげたり、いたずらされている様子
- ☐ 他の机と距離を置いて座っている

<清掃・当番>

- ☐ いつも同じ仕事を押しつけられている
- ☐ 一人で離れて掃除している

<その他>

- ☐ 物の紛失・破損がある(落書き含む)
 - ☐ 身だしなみが乱れている(服が破ける等)
 - ☐ ケガが多く、説明に矛盾がある
 - ☐ 成績や活動参加に急な変化(退部など)
-

【C】いじめている可能性のある生徒のサイン

- ☐ 特定の仲間で固まり、他を排除する
- ☐ 教師の前では態度が変わる(媚びる・演技的)
- ☐ 仲間内で指示を出している様子がある
- ☐ 言動が攻撃的で、威圧的な態度が見られる
- ☐ 仲間内でひそひそ話を頻繁にしている
- ☐ 教員が近づくと不自然に黙ったり分かれる